通所介護 • 介護予防通所介護 重要事項説明書

社会福祉法人 ひなたぼっこ 宅幼老所 ひなたぼっこ

通所介護・介護予防通所介護契約書 第4条3項、第8条2項に規定された【通所介護・介護予防通所介護 重要事項説明書】は次のとおりとします。

1. 法人の概要

所在地 長野県諏訪郡富士見町富士見 11651番6

名 称 社会福祉法人ひなたぼっこ

代表者 理事長 森 正明

法人設立 平成 23 年 1 1 月 1 8 日

電話番号 0266-61-2335

介護保険事業

- イ 通所介護事業
- 口 介護予防通所介護事業
- ハ 認知症対応型サービス事業
- ニ ケアハウス

その他事業

- イ 社会福祉事業全般
- ロ 自立高齢者の生きがいづくり支援事業
- ハ 子育て支援事業
- 二 障害者のタイムケア

2. 事業所の概要

1) 事業所の名称等

事業所名 宅幼老所 ひなたぼっこ

所在地 長野県諏訪郡富士見町富士見 11651番6

管理者 上嶋 めぐみ

指定番号 通所介護 2072300904

総合事業 2072300672

電話番号 0266-75-2761

2) 事業所の職員体制

	資 格	常勤	非常勤	業務内容	員数
管 理 者		1		管 理	1(兼務)
生活相談員	介護福祉士	5	3	相談・介助	8 (兼務)
	介護支援専門員	0	1	計画書作成	1(兼務)
機能訓練指導員	看護師	0	3	機能訓練	4(兼務)
看護•介護職員	看護師	0	3	健康管理•介助	4(兼務)
	介護福祉士	5	3	11	8 (兼務)
	ヘルパー2級	0	4	介助・調理	4(兼務)
送 迎 担 当	普通免許	0	2	送 迎	10(兼務

3) 事業所の施設概要

指定番号 通所介護 2072300904 総合事業 2072300672 浴室(3) 車椅子対応トイレ(3) トイレ(1) 事務コーナー 障害者・幼児受け入れ室(1部屋)

4) 事業所の営業日、営業時間

営業日月曜日から日曜日 (12/31 と 1/1 は休業)営業時間午前8時30分から午後5時30分まで

サービス提供時間 午前9時から午後4時15分まで

延長時間サービス・夕食付あり

自費利用あり料金は別紙参照ください。

お泊りデーサービスあり 職員は宿直扱いでの対応となります。

5) 事業所の運営

運営方針 利用者が住み慣れたその居宅において、その能力に応じた自立した日常生活を営む事が出来るよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行なう事により、利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持及び回復並びに家族の負担の軽減を図る。

運営規定 当事業所では、介護保険関係法令等の規定による、運営規定を定めております。この運営規定には、事業が適切に提供されるために必要な事項が定めてあります。事業者内に掲示してございますので、ご覧下さい。

3、提供するサービスの内容

利用者の心身の状態を的確に把握しつつ、その身体機能の維持若しくは回復、日常生活を営む上で必要となる動作訓練等を計画的に実施する。地域社会との交流や創作活動等を通じ、社会的孤立感の解消に努めます。

また計画的・定期的にサービスを提供する事により、家族の負担の軽減を図るほか、 介護に関する相談に応じます。

次のサービスを一体的に提供します。

- ・食事の提供(昼食・おやつ)・入浴の介助・送迎の介助・その他生活に必要な介助 又、次の行為は業務運営上、予めお断り申し上げます。
 - お心付け等の金銭、物品、飲食等の授受
 - 宗教、政治、営利活動
 - 通所介護提供中に、他のサービスや用務を行なう事
- 4、利用料について(各利用単位は別紙のとおりとなります。)
- 1)介護保険利用者の一部負担金
 - ※ 通常、介護保険からの給付対象となる場合、下記利用料の (1割・2割・3割)相当分が、利用者負担金額となります。
- 2) その他費用の額

その他費用の額として利用者より徴収する内容は以下のとおりです。

食費 昼食代1食あたり 650円

3) 利用者に対し請求する「利用料の額」

利用料の額は、上記1)により算定した額に、2)の費用を加えた合算額とします。

4) 利用料の支払いについて

利用料は月末締めの翌月20日に指定口座から引き落としになります。

(指定口座は、信用金庫・八十二・農協からお選びください。現金での支払いも可能です。)

5) キャンセル料

契約書第7条2項に規定するキャンセル料は、徴収しません。

5、サービス内容に関する相談・苦情・要望について

利用者等からの相談・苦情・要望等に迅速かつ適切に対応するため、下記の窓口を設置しております。

電話番号 0266-61-2335

受付時間 平日の午前9時から午後5時まで

苦情の責任者 管理者 森 正明

• 事業所窓口の他に下記の機関でも受付を行なっております。

長野県国民健康保険団体連合会介護保険苦情処理係 TEL 026-238-1580

富士見町住民福祉課介護高齢者係 TEL 0266-62-9133(直通)

原村健康福祉課

0266-79-7092

茅野市高齢者保健課

0266-72-2102

6. ハラスメントについて

ハラスメント行為により健全な信頼関係を築く事が出来ないと判断された場合は、サービスの中止や契約の解除をさせていただきます。

7、サービススケジュール

別紙一日の過ごし方参照してください。

- 8、利用者の持ち物
 - ☆ 介護保険証・負担割り証・・・ご利用の初回と、更新の度にお持ちください
 - ☆ 連 絡 帳・・・当事業所専用の連絡帳。
 - ☆ く す り・・・昼食時の薬・目薬・湿布薬など。(必要な方のみ)
 - ☆ 着 替 え・・・普段着、下着、おむつ、パットの取替え分及び予備分
 - ☆ 歯ブラシ・・・昼食後に歯磨きを実施します。(コップ)
 - ☆ 上 履 き・・・1 足(歩行しやすい物)
 - ☆ マスク・・・・汚れてしまった際の替え
- 9、緊急時の対応

サービス提供中に容体の変化があった場合は、ご家族へご連絡し、救急搬送致します。 ご家族に連絡が取れない場合でも、早急に対応が必要な場合は、救急車の手配をいたします。ご了承ください。

説明日付

令和 年 月 日

通所介護事業のサービス提供の開始に際し、利用者(利用者の家族等の代理人)に対し契約書に基づき本書面により通所介護重要事項説明書の説明を行いました。

事業者 社会福祉法人ひなたぼっこ 宅幼老所 ひなたぼっこ 説明者

私は、契約書に基づき本書面により、宅幼老所ひなたぼっこ重要事項説明書の説明を受けました。

利用者

《住 所》

《氏 名》

利用者の家族等の代理人

《住 所》

《氏 名》

利用料金表

通所介護事業 (7時間以上~8時間未満)R6年3月

介護度	自己負担額
	1 🛮 / 1 🖸
要介護1	655円
要介護2	773円
要介護3	896円
要介護4	1018円
要介護5	1142円
入浴介助加算	40円
機能訓練体制加算	56円
処遇改善加算	所定単位数の 5.9%

通所介護事業 (7時間以上~8時間未満)R6年4月から

介護度	自己負担額
	1⊟/1回
要介護1	658円
要介護2	777円
要介護3	900円
要介護4	1023円
要介護5	1148円

介護予防通所介護事業 (現行相当の方) R6 年3月まで

介護度	自己負担額 1 ヶ月	
要支援1	1,672円	
要支援2	3,428円	
処遇改善加算	所定単位数の 5.9%	

介護予防通所介護事業 (現行相当の方) R6 年4月から

介護度	自己負担額 1 ヶ月
要支援1	1,798円
要支援2	3,621 円

通所型サービスA R6年3月まで

区分	1 🗆	
通所サービス A	269円	
処遇改善加算	所定単位数の 5.9%	

通所型サービスA R6年4月から

区分	1 🗆	
通所サービス A	436円~447円	
処遇改善加算	所定単位数の 5.9%	